

学 位 論 文 題 名

森林資源造成政策の展開と

山林計画・山林組合の役割に関する研究

学位論文内容の要旨

本論文は、6章からなる総頁数189ページの和文論文である。図24、表49および135の引用・参考文献を含み、他に参考論文5編が添えられている。

本論文は、地球規模の環境問題、森林の破壊や減少問題に直面している世界的現実に歯止めをかけるとともに、失われた森林の再生をめざす森林政策のあり方を解明するために、1970年代初頭以降短期間に緑の回復・森林緑化に成功したといわれる韓国の森林資源造成政策の展開を山林計画制度と山林組合系統組織との関連で明らかにすることを課題としている。同国で実行された森林資源造成政策からいくつかの教訓を導き出すことは、深刻な森林減少・緑化問題に直面している多くの発展途上国に貴重な示唆を与えるものである。そして現在様々な問題に直面している韓国の森林政策の今後のあり方について、日本の森林資源政策、森林計画制度、森林組合の経験の分析から、提言することを第2の課題としている。

第1章では、論文の問題意識と研究の目的を述べるとともに、これまで韓日両国で行われた森林資源造成政策、山林計画制度、山林組合に関する研究を整理・総括している。

第2章では、アジア太平洋諸国の国民総生産(GNP)と森林の現状について統計分析を行った。経済発展と森林面積の間には、人口増加→耕地面積の増加→森林面積の減少→GNPの増加という関連構造がある。特に人口一人当たりGNPと森林面積の間には強い負の相関関係がみられ、アジア太平洋諸国の発展途上国の大半はこの間に一人当たりのGNPを伸ばしているものの、一人当たりの森林面積を急減させているのである。そうした中であって韓国は、経済発展を実現するとともに、強力な森林維持・造成政策を実行して、森林減少を最小限に抑えるとともに、森林の緑化を積極的に行ってきた国なのである。同国の森林面積に占める無立木地の割合は1960年時点で51%であったものが、1991年には2.6%まで減少するとともに、1985年までに200万haにもおよぶ人工造林地が造成されている。

第3章では、国有21%、公有8%、私有71%という現行の林野所有構成の形成過程を4期に区分して、各時期の特徴を明らかにした。そして韓国の森林資源造成政策は豊富な低賃金労働力の存在と山林庁の内務部への移管を背景として1973年から本格的に実施された。森林造成の目標を第1次・第2次治山緑化10年計画として具体化するとともに、内務部が保有する強力な地方行政機能を活用して、全国民参加の上で事業が実施された。しかし事業を実際に担ったのは山林組合系統組織であり、特に政府が半強制的に非山林所有者を含めて組織した地元組織である山林契の果たした役割は極めて大きかった。なお1993年12月に林業協同組合法が制定されて、山林契を組合員とする山林組合が協同組合組織に改組されている。同法では林業協同組合の組合員は区

域内に所在する山林の所有者と経営者などからなると規定している。

第4章では、全羅南道長城郡を対象にして実施した聞き取り調査の結果を分析している。山林基本計画は森林資源造成の目標を全国的に、かつ地域的に明示するなど大きな役割を演じているが、計画の事業量が山林庁からトップダウン方式で強制的におろされており、そのために計画量と実績の間に乖離が生じていること、森林所有者の自由な林業活動はほとんど行われていないなどの問題がある。112の山林契からなる長城郡山林組合は養苗事業、造林・保育などの資源造成事業、椎茸生産などの林産物生産事業を行っているが、1992年の総事業費の中で資源造成事業が68%を占めるなど、同事業が山林組合事業の中核に位置している。ここで注目すべきことは長城郡の毎年の造林・保育面積、林道新設量などが山林庁から具体的に指示されていることである。また山林契の個別事例についてみると、1962年に設立された黙谷里山林契は山林所有者73人、非山林所有者7人からなっている。同契は、これまで燃料林49ha、分収造林193haの造林を実行しており、また定期的に輪番制で山林保護のための巡回活動を行っている。

第5章では、日本における森林資源造成政策の展開を森林計画制度と森林組合との関連において分析している。日本の森林計画制度は第2次世界大戦中及び戦後の森林荒廃を復旧するとともに森林資源の充実を図るために、1951年の改正森林法において創設されたものである。森林計画では韓国の制度と同様に、国が主導して民有林を中心とした森林の造成・整備に関する長期の目標をたてており、同制度は日本の森林政策の根幹に位置する。そして1964年の林業基本法の制定にともない、森林計画は森林資源に関する基本計画と重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しに即して立案されることとなった。近年、造林木の間伐が政策課題となったこと、さらに森林計画が指定した各種事業の計画量の実行を確実なものとするために、市町村を森林計画制度に取り込むことが行われている。他方、日本の森林組合は1951年の改正森林法で森林所有者の協同組合として発足しているが、その事業展開は国が行う森林資源造成政策と密接に結びついていることが指摘できる。1千万haにもおよぶ人工造林地の間伐・主伐が政策課題とされている今日、森林組合の事業の重点は、造林・保育事業から林産・加工事業に移ってきている。具体的な森林組合の事例として、北海道音更町森林組合を調査して、その事業内容と組合員の森林経営との関係について明らかにしている。

第6章では、これまでの分析結果から、韓国で実行された森林資源造成政策の特徴を3点にまとめて、論文の結論としている。それは、第1に緑の回復・森林の緑化が国民経済の発展と公共の福祉の向上にとって不可欠な政策課題であるという明確な意志のもとに、中央政府が山林計画制度を構築しつつ、強力な森林資源造成政策を一貫して押し進めてきたこと、第2に地域住民を森林造成事業に動員するための組織として、山林所有者は勿論のこと、非山林所有者をも組み込んだ山林契を組合員にするなど、山林組合系統組織の果たした役割が極めて大きかったこと、第3に山林緑化計画に対する国民の理解と協力、そして林業関係公務員の粘り強い努力の存在、を指摘しなければならない。この3点は同時に深刻な森林減少・緑化問題に直面している多くの発展途上国に対する提言ともなっていることに注意すべきである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 石 井 寛

副 査 教 授 五十嵐 恒 夫

副 査 教 授 和 孝 雄

学 位 論 文 題 名

森林資源造成政策の展開と

山林計画・山林組合の役割に関する研究

本論文は、6章からなる総頁数189ページの和文論文である。図24、表49、引用・参考文献135を含み、他に参考論文5編が添えられている。

本論文は、地球規模の環境問題、森林の破壊や減少問題に直面している世界的現実に歯止めをかけるとともに、失われた森林の再生をめざす森林政策のあり方を解明するために、1970年代初頭以降短期間に緑の回復・森林緑化に成功したといわれる韓国の森林資源造成政策の展開を山林計画制度と山林組合系統組織との関連で明らかにすることを課題としている。

第1章では、論文の研究目的を述べるとともに、これまで韓日両国で行われた森林資源造成政策、山林計画制度、山林組合に関する研究を整理している。

第2章では、アジア太平洋諸国の国民総生産(GNP)と森林の現状について統計分析を行った。経済発展と森林面積の間には、人口増加→耕地面積の増加→森林面積の減少→GNPの増加という関連構造がある。特に人口一人当たりGNPと森林面積の間には強い負の相関関係がみられ、アジア太平洋諸国の発展途上国の大半はこの間に一人当たりのGNPを伸ばしているものの、一人当たりの森林面積を急減させている。そうした中で韓国は経済発展を実現するとともに強力な森林維持・造成政策を実行して、森林の緑化を積極的に行ってきた国なのである。同国の森林面積に占める無立木地の割合は1960年時点で51%であったものが、1991年には2.6%となっている。

第3章では、現行の林野所有構成の形成過程を4期に区分して、各時期の特徴を明らかにした。韓国の森林資源造成政策は豊富な低賃金労働力の存在と山林庁の内務部への移管を背景として1973年から本格的に実施された。森林造成の目標を第1次・第2次治山緑化10年計画として具体化するとともに、内務部が保有する強力な地方行政機能を活用して、事業が実施された。しかし事業を実際に担ったのは山林組合系統組織であり、政府が半強制的に非山林所有者を含めて組織した地元組織である山林契の果たした役割は極めて大きい。

第4章では、全羅南道長城郡を対象にして実施した聞き取り調査の結果を分析している。山林基本計画は森林資源造成の目標を全国的に、かつ地域的に明示するなど大きな役割を演じているが、計画の事業量が山林庁からトップダウン方式で強制的におろされており、そのために計画量と実績の間に乖離が生じ

ていること、森林所有者の自由な林業活動はほとんど行われていないなどの問題がある。長城郡山林組合では、1992年の総事業費の中で資源造成事業が68%を占めており、同事業が山林組合事業の中核に位置している。

第5章では、日本における森林資源造成政策の展開を分析している。日本の森林計画制度は第2次世界大戦中及び戦後の森林荒廃を復旧するとともに森林資源の充実を図るために、1951年の改正森林法において創設されたものである。韓国の制度と同様に、国が主導して民有林を中心に森林の造成・整備に関する長期の目標をたてており、同制度は日本の森林政策の根幹に位置している。そして1964年の林業基本法の制定にともない、森林計画は森林資源に関する基本計画と重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通しに即して立案されることになった。他方、日本の森林組合は1951年の改正森林法で森林所有者の協同組合として発足しているが、その事業展開は国が行う森林資源造成政策と密接に結びついている。

第6章では、韓国で実行された森林資源造成政策の特徴を3点にまとめている。第1に森林の緑化が国民経済の発展にとって不可欠な政策課題であるという明確な意志のもとに、中央政府が山林計画制度を構築しつつ、強力な政策を一貫して実行したこと、第2に地域住民を森林造成事業に動員するために山林所有者は勿論のこと、非山林所有者をも組み込んだ山林契を組織するなど、山林組合系統組織の果たした役割が極めて大きかったこと、第3に山林緑化計画に対する国民の理解と協力、そして林業関係公務員の粘り強い努力、である。

以上、本研究は短期間で森林緑化に成功したと世界的に評価されている韓国の森林資源造成政策の実施過程を実証的に分析しており、そこから導き出される教訓は深刻な森林減少・緑化問題に直面している多くの発展途上国に貴重な示唆を与えるものである。よって審査員一同は、最終試験の結果と合わせて、本論文提出者の安 起完は博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格があるものと認定した。